

令和4年3月4日

第1、2学年保護者の皆様へ

東京都立青山高等学校長

小澤 哲郎

多子世帯における都立学校授業料等支援事業について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和4年度多子世帯における都立学校授業料等支援事業について、申請を希望される方は、下記のとおり申請書類の提出をお願いします。令和3年度に認定されていた方について、令和4年度も引き続き受給を希望される場合は、今回改めての申請が必要ですので、必ず必要書類を提出してください。

記

1 概要

就学支援金の対象とならない世帯で、23歳未満のお子様が3人以上いる世帯の授業料を減額する制度です。

2 支援対象となる世帯

就学支援金の対象とならない世帯（年収目安910万円以上）で、保護者等に扶養する23歳未満の子らが3人以上いる世帯

3 減額となる額

月額 9,900円 → 4,950円

年額 118,800円 → 59,400円

4 必要書類 *昨年度書類を提出された方も再度の申請が必要です。

①授業料等減免申請書

②扶養親族等状況届

③扶養する子の3人以上の健康保険証のコピー

上記①、②は校務支援クラウドサービス、学校ホームページまたは経営企画室窓口で入手できます。

5 提出期限

- ・通年で受け付けますが、授業料の減額は、申請された月からとなりますので、ご注意ください。
- ・4月から減額をご希望の方は令和4年4月15日（金）までにご提出ください。

6 注意事項

- ・課税証明書等で、就学支援金を受給できないことを確認してください。

*参考計算式

区市町村民税の課税標準額 × 6% - 区市町村民税の調整控除額 = 30,4200円以上です。

- ・就学支援金を申請し、不認定の場合でも審査結果の通知があった日の翌日から、30日以内に書類を提出していただきますと、4月から減額することができます。

【お問合せ先】

経営企画室 担当：小松澤

電話番号：03-3404-7801